

教育委員会提出議案

第7号議案

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年教育委員会規則
第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22
条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」と
いう。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 園長 1万円

ロ 副園長 8,000円

（2） 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に
定める額

イ 園長 9,000円

ロ 副園長 7,000円

第3条第1項各号を次のように改める。

（1） 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める額

イ 園長 5,000円

ロ 副園長 4,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 園長 4,500円

ロ 副園長 3,500円

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第8項の適用を受ける職員の管理職特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園職員の管

理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

(説明)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 条例第20条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 園長 1万円</u></p> <p><u>(2) 副園長 8,000円</u></p> <p>（第2項 略）</p> <p>第3条 条例第20条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 園長 5,000円</u></p> <p><u>(2) 副園長 4,000円</u></p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 条例第20条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第2条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>イ 園長 1万円</u></p> <p><u>ロ 副園長 8,000円</u></p> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>イ 園長 9,000円</u></p> <p><u>ロ 副園長 7,000円</u></p> <p>（第2項 略）</p> <p>第3条 条例第20条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>イ 園長 5,000円</u></p>

(第2項 略)

附 則 (制定附則)

(新設)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(新設)

ロ 副園長 4,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 園長 4,500円

ロ 副園長 3,500円

(第2項 略)

附 則 (制定附則)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、条例附則第8項の適用を受ける職員の管理職特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

附 則 (一部改正附則)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」）附則第4条第1項若しくは第2

項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)
は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第61号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。